明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第十三条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請）	（登録の申請）
第十四条の三　（略）	**第十四条の三**　（略）
2　前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。	2　前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
3～6　（略）	3～6　（略）
（宅地建物取引士資格登録の移転の申請）	（宅地建物取引士資格登録の移転の申請）
第十四条の五　（略）	**第十四条の五**　（略）
2　前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。	2　前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（宅地建物取引士証の交付の申請）	（宅地建物取引士証の交付の申請）
第十四条の十　法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「宅地建物取引士証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。	**第十四条の十**　法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「宅地建物取引士証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

（施工技術検定規則の一部改正）

第十四条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一次検定の受検申請）	（第一次検定の受検申請）
第四条　第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、	**第四条**　第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、